

第3講 市民って誰？ — 市民の自立性(自律性)、行政との対等性をめぐって —

講師●松下 啓一 氏 (相模女子大学市民協働推進課 主任)

2014年12月15日(月) PM7:00~9:00

大野南公民館 中会議室

当日資料：講師によるレジュメ 4ページ ※縮小、囲い部分で再録しています。

参加者10名(講師除く) / 講義録まとめ 田嶋いづみ

【講義の概要】 前回までの講義を踏まえ、自立(自律)と対等性について考え、体験を踏まえた行政との対等性の考察。

市民って誰？—市民の自立性(自律性)、行政との対等性をめぐって—
相模女子大学 松下啓一

1. 住民と市民
 - (1) 法律上の用語としてみると
市民は法律用語ではない。
「市民意識」「市民生活」 全法律・政令・規則で53件しかない
住民は法律用語
888件もある。
地方自治法の「住民」
 - (2) プラスイメージ・マイナスイメージ？
「住民」エゴvs自立「市民」
市民という言葉は今日きわめて多義的に使用されている。
しかし、期待されているのは、「自立した個人」としての人格であり、権利の行使者であるとともに、それゆえに、民主主義の担い手としての市民。
民主主義=価値の相対性=自ら考え、正しく判断し、行動する人=市民
 - (3) 住民か市民か
・用語を定義しても、それでそういつた市民が生まれるわけではない。
=議論の実益を感じない。
私の関心⇒仕組みづくりと実践
・「市民」の危うさ (市民→フランス革命=ブルジョワジー→持てるもの→守り=時代に翻弄される危うさ vs 住民→厳しい側面もあるが、ある種の懐の深さを感じる。
2. 行政との関係において—対等性をめぐって
 - (1) 「対等」はおかしいという議論がある
①近代市民社会の思想から=そもそも対等はおかしい(学会でも有力)。
・絶対王政(絶対君主) 卓越した武力+正当性の原理(王権神授説)
ローマ法王から認められた君主が正当な統治権を持つ。
・市民革命 武力+正当性の原理(人権天賦説)
人は生まれながらにして権利を持っている。神様から与えられた権威より偉い。
↓
信託論(社会契約)
ロック：政府が人民の意図に反する政治を行った場合は抵抗権がある。

信託論からは、市民は聖い主。雇われている行政は、市民のいうことを聞いていればよい。対等性(=協働)はおかしいと強く主張される。

②行政側から：対等とはわかるが、実際、市民はそれを実行できるのか
→要求依存型民主主義、お任せ民主主義の現実

(2) ①について 公共論の再構築の必要性
ア. 従来の公共論
(ア) 信託論(契約)

(イ) 公私二分論

イ. 新しい公共論から

■新しい公共から見えるもの
①公共領域・担い手の広がり
・自治体の領域の減少
・公共領域の広がり
②公共セクター間関係
・参画の領域
・さまざまな協働
③公共ルールの再構築
・古い公共の市民化
・新しい公共の公共化

- ・住民と市民の違い 法律用語からは住民という言葉しかない。「市民」は形容詞になっている、オマケと言える。
- ・自然人と法人が住民 住んでいるなら住民なので、外国人でも住民となるが、住民にはついてはマイナスイメージが付きまわっていた。
- ・それに対し、市民は、きわめて多義的に使われている。自立した個人とすれば、民主主義の担い手であると同時に 権利の行使者である。実際に10年ぐらい前までそう思っていたが、言葉を定義しても、意味がない。自ら行動し、考えることができる個人はどうしたら生まれるか、を考えるようになり、逆に市民の危うさを考える。ブルジョワジー が守りに入っている。現在は、利害がないのでわからないが、自分の利益を守るために、他人に無関心であったり、犠牲にしてもよい、という危うさを考える
- ・逆に、住民はしたたかであると同時に、地域の人々の懐の深さがある。(ex.新城市) 住民は、ときにエゴであるが、地域でくらししているすごさを感じる。
- ・「市民」「住人」の言葉でなく、どうやって自律的に考え、まちのことを考えるひとをつくりあげていくか、に集約される。
- ・行政との「対等性」について、そもそも「対等」というのはおかしい。→NPO、市民と行政は対等ではない、とするのが主流。
(レジュメにあるとおり)歴史的に絶対王政(絶対君主) から市民革命を経て信託論(社会契約) としてあることになる。
- ・対等性がそのまま協働性というのはおかしい。そもそも人は生まれながら平等か？ 現実には、違いがある。違いがあるから、平等になろうと試みるといえる。行政がするのは、政府で、行政がすればうまくいくのか？ 信託論でやりきれぬのか？ 対等はわかるが、市民は、それを担うのか？
- ・憲法における秩序として関係性を地方自治法で見ると、昭和22年にできた地方自治法では住民については6条しか書かれていない。
 - ・自治をやるのは、政府である
 - ・税金を払ってサービスを受けるのが住民
 - ・住民の規定にあるのは直接請求に関すること 244条の監査請求

これが日本の法体系である。市民は私的なことしかないので、対等性は出てこない。要求するとは依存するということなので、関係性に逆転が起きる。

- ・これで、本当に私たちが幸せになれるだろうか？という問いのもとに、新しい公共という考え方 阪神淡路大震災時、神戸の市役所は壊れていた。それに対し、自治会の人たちが生き生きと活動していた。つまり、信託によって成り立つ公共でなく、民間(NPO)によって成り立つ公共が生まれた。新しい担い手となったとき、初めて「協働」と「対等性」が生まれてくる。それは、新しい担い手となれば何を担うかが課題となり、同じものを担っているから。今までの考え方でいくと、お手伝いしかない。→ここに対等性はない。
- ・そもそも地方自治と国法秩序とはちがうのではないか。地方自治にも権力的側面

*新しい公共論（協働）に対して
→「憲法秩序への挑戦である」との批判

そうだろうか
・たしかに地方自治にも権力的側面はある（伝説説・固有説のいずれに立とうとも、国の統治機構の一部であることは間違いない）その点にも注意すべきではあるが、
・国と地方自治とは違うという点も。地方自治では別の論理で動いているのではないのか
⇒国には主権があるが、地方には主権はない（地域主権は地域主導権のようなもの）。
⇒アジアモンスーンの端に位置する日本



地方自治の本質は「自立と助け合い」⇒それを忘れてしまった。再度、思い出す試み。それは民主主義を思い出すということ＝「民主制が有能に機能するには、市民一人ひとりの自律性と、共同体のことがらを我がことのように思いうる貢献性が求められる」

(3) 自立性（自律性）・対等性はわかるが市民はそれを担えるか
ア、家の近くこんな看板が置かれていました。あなたはどのように対応しますか。



イ、公共を担う市民とは誰か、どのように位置づけられているのか
自治会・町内会、NPOも含む
*現状は？
公共のために活動することが評価されない仕組み
町内会は、町内会館が持てるという規定（地方自治法 260 条の 2）

(4) 市民が自立性（自律性）・公共性を担える仕組みづくりと実践
○実践に当たって
ルーツは、民主制が成立する要件として、①構成員が容易に集まれる小規模な共同体社会、②構成員間で経済的に平等であること、③参加者の意欲を阻害しない程度に簡素な争点であること、④公的な事務に積極的関与することをよしとする高い市民性があることをあげている。⇒このように運営し、仕組みをつくることに心がけています。

○自治基本条例の制定（自治の基本を自分たちで考える）
制定プロセスが重要
その成果 市民まちづくり集会（新城市）
・話し合えば半分は解決する

○南区区民会議における実践

○支配と被支配の交代
・無作為抽出の試み

○大牟田市（安心して徘徊できるまちづくり）から

○市民が心がけること（忘れてはいけないこと）
市民代弁性

○行政の姿勢（私の体験から）
暖かなまなざし、逃げない姿勢
自治体（職員）の思いが伝播する

国法秩序の一部があるが、国に主権があるが、地方自治には主権がない。江戸時代の藩には主権があったし、アメリカ合衆国の州には、主権がある。だからといって地域主権を広げていくと不具合が生じる。貧しい県と豊かな県が生まれる。(4 割自治といわれるもの) 地域が主導権を持つことは大切だが、強いところがどこまでも強く、弱いところが踏みつけられてもいいか、という課題が残る。

・地方自治と国の論理は違う。地方自治には、「助け合い」のDNAを持っている。地方自治は自立と助け合いがある。もともと、役所は助け合いの分担の調整機関だったのではないのか → それが民主主義なのではないか？

・地方自治は自立と助け合い、だとして、ひるがえてこのことを市民が担うのか？ まちのことだからこそ、私的領域で解決できるものは、私的領域で解決したい。そうなったとき、私たちは、子どもが走るのを叱れるか。

・たとえば、看板問題(レジュメにおける写真参照)。自分で働きかけ、理解してもらおうとする。相手が公共性に気づくか、はあるが、ひとつの実践の積み上げ。

・改めて、公共を担う市民を位置づけ、実践してもらおう。自治会町内会 まちのために自分の時間を使って働いていることに対し、好きだからやってんでしょ、ではなく、それを位置づけ評価する。どうしたら、みんなががんばっていただけるかを考えて、大いに頑張ってもらえば、みんなの力を生かしてあげる。

・自治の基本をつくる自治基本条例をつくっていくのも方法。とにかく話し合う。困ったことがあれば、みんなで話し合う。知らないから怖がり、誤解するわけで、そこには自立性や対等性が生まれない。

・南区区民会議で心がけているのは、顔が見えるようにすること。姿勢として提案していることは、前向きの議論をする、失敗を恐れず、細かいことを言わないこと。また、仕掛けとして、決める立場になってみる。市民が心がけることとして言うのは、私たちは市民の代表ではない、代表ではないけど、代表の気持ちで語る、忖度して考える。そのことが、自分の考えを鍛えていく。

・行政の行動原理としては公平・公正にこだわる(税金によっているから)で、市民は、自分が大事(自分の理念が大事、自分のお金だから)。しかし、ここが重なっていくことが大事。実際には両輪になっていかないと現実が動かない。横浜のゴミ30%削減が成功したのは、役所が本気だった。役所が全部、自分たちでやった

・1996 年ころから「協働」という言葉が生まれた、これは、いっしょに行動していくときの関係性を言っている。このパートナーシップの関係性が問題になるのは、いっしょに働いているからである。もともと「共働」が文字的にはただしいのではないか、「共」はいっしょに、「協」はコラボレーションということになる。ただ、中心になる課題が何かはっきりしていないと、同じレベルで話し合うことができない。

・自分ひとりで生きていけると思っている。市民が権利をもって、自分さえよければ、につながっていく危さがある。市民個人が「市民性」を問われている。しかし、基本的に市民の「市民性」を信じている。常識というか。

・共同体の大きさが大事。 相模原市南区の場合、これからは、地区ごとの自治になって(南区=7 つずつ)いくのではないのか。

【意見交換】

・住民工ゴは悪いことのように言われるけど、都市部だと、住民が独立した個人＝自分が大事という原理があると同時に、住民には守るべき共同性があった。バラバラの個人になって、それから共同の守るべきものをみつめていく

・言葉、概念の混乱があるなか、見分けていく力が必要に思う。

・水俣病事件の環境省の対応をみていると、行政の姿勢のなかに、すでに、話し合えばわかる、というような回路が喪失されている気がする。

【まとめ(感想)のひとつ】

相模原市が政令市移行するときに、市のまとまりや目配せのこ等が議論になりましたが、松下先生の南区の取り組みへの実践的な希望の話をきくなかで、市民が「協働性」を意識して地域をみるなら、南区となり、さらに自治体のまとまり7つに区分けされて、むしろ主体的にまちづくりにコミットできる地域が見えてくる気がしました。「協働」とは、そういう意味でどのような地域を考えていくかという具体性に裏打ちされるものかもしれません。受講後、新城市の現在を知る機会があり、協働性は市民のさらなる決意を必要とするかもしれないと考えたことを付け加えます。